

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年4月23日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
内海研開炉係長、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他17名

5. 要旨

○原子力機構から、資料1に基づき安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。また、資料2に基づきガラス固化技術開発施設の結合装置の製作・交換に係る許認可上の取り扱いについて、相談があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えるとともに、前回面談（4月21日）で示された資料に対するコメントを伝えた。また、資料2の相談案件については、内容を確認した上で、次回以降の面談において改めてコメントする旨を伝えた。

（資料1について）

- ・代表漂流物として選定している小型船舶について、茨城港湾事務所に問い合わせた結果を根拠に総トン数を約19トンとしているが、調査内容についてより詳細に説明すること。また、選定に係る保守性の考え方について説明すること。

（前回面談の資料2-2について）

- ・津波の襲来状況等を把握するための屋外監視カメラについては、カメラ本体の耐震性はもとより、パソコンやケーブル等の付属機器の耐震性や通信手段の多様性の考え方を含め、地震及び津波発生時に機能が維持できることを明確に示すこと。

（前回面談の資料2-7について）

- ・漂流物に対する障害物として期待するとしているMP建屋については、地震や津波に対して防護柵と同等の耐力が備わっている必要があると考えているところ。MP建屋の、耐地震・耐津波に係る設計の考え方を示すこと。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画認可変更申請対応

について

資料 2 : 結合装置の製作・交換に係る許認可上の取り扱いについて

※前回面談の資料については、以下の規制委員会ホームページを御参照下さい。

<https://www2.nsr.go.jp/data/000310684.pdf>